（一社）豊中市介護保険事業者連絡会 ホームページ広告掲載要綱

（目的） 第 1 条 この要綱は、（一社）豊中市介護保険事業者連絡会（以下、「連絡会」という。）がインターネ ット上に公開しているホームページ（以下、市社協ホームページ）への広告掲 載について、必要な事項を定めるものとする。 (掲載広告の基準)

第 2 条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、連絡会会員又は、市民生活の利便性の向上並 びに地域福祉の向上に寄与するものであって、その範囲は次のいずれにも該当 しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
(4) 政治性及び宗教性のあるもの
(5) 社会問題についての主義主張のあるもの
(6) 当該広告事業の内容を、連絡会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれが あるもの
(7) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
(8) 美観風致を害するおそれのあるもの
(9) 連絡会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
(10) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
(11) 青少年保護および健全育成の観点から適切でないもの
(12) 求人広告のみを目的とするもの
(13) 個人の氏名広告にあたるもの
(14) その他、連絡会が掲載する広告として不適切であるとみとめられるもの 2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定したホームページ（以 下、「広告主ホームページ」という。）の内容についても適用する。」 (掲載申込者の制限)

第 3 条 連絡会ホームページにバナー広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない法人、その他団体又は個人事業主とする。

(1) 風俗営業等又はそれに類似する業種
(2) 消費者金融の業種
(3) たばこに関わる業種又は事業者
(4) ギャンブルに関わる業種又は事業者
(5) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
(6) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中の事業者
(7) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

⑻ 行政機関からの行政指導等を受け、改善がなされていない事業者(広告の掲載順位)

第 4 条 広告の掲載順位は、公共性の高いもの及び地域性を優先して掲載する。
⑴ 国、地方公共団体及びこれらに類するものが掲載しようとする広告
⑵ 公益法人が掲載しようとする広告。市内に事業所等を有するものを優先する
⑶ 公共性の高い企業が掲載しようとする広告
⑷ 企業、個人事業者で市内に事業所等を有するものが掲載しようとする広告
⑸ その他、本会が掲載する広告として妥当であると認めるもの (広告の規格)

第 5 条 広告の規格は以下に定めるとおりとする。
⑴ GIF 形式の静止画 (GIF アニメ不可)
⑵ 前項の規定にかかわらず、バナー広告中の画像を点滅させることは、部分的なも のも含め、認めない。
⑶ 前各号に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、連絡会と広 告主が協議の上、決定するものとする。 (広告料)

第 6 条 掲載 1 回あたりの広告料については、以下のとおりとする。 連絡会ホームページのトップページ上段 330,000 円 トップページ下段 120,000 円 協賛企業一覧ページ 33,000 円 すべて 12 ヶ月の料金とする。(広告の掲載位置)

第 7 条 広告の掲載位置は、連絡会ホームページのトップページとし、当該トップペー ジ内での掲載位置は、連絡会が指定するものとする。 (広告の掲載数)

第 8 条 バナー広告の掲載可能枠数は、連絡会が決定する。 (広告掲載の申込み及び決定)

第 9 条 連絡会ホームページに広告を掲載しようとする者 (以下、「申込者」という。) は、豊中市社介護保険事業者連絡会ホームページ広告掲載申込フォームに必要事項を入力し申し込まなければならない。
⑴ 連絡会は、前項の申込書の提出を受けたときは、前条の規定に基づき、広告掲 載の適否を決定し、申込者に通知するものとする。 (広告原稿の作成等)

第 10 条 広告掲載の決定を受けた者 (以下、「広告主」という。) は、連絡会が指定する 期日までに、広告原稿を提出しなければならない。
⑴ 広告原稿を作成するにあたっては、広告主は広告のデザインに関して事前に連絡会と協議しなければならない。
⑵ 広告原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。 (広告の掲載期間等)

第 11 条 広告の掲載期間は 12 か月単位とする。
(1)広告掲載期間中、連絡会の都合によりホームページを閉鎖したときは、閉鎖し た期間日について、広告掲載期間を延長するものとする。 （広告掲載料の納付）

第 12 条 広告主は、連絡会が発行する請求書により、掲載開始前月の 20 日までに、広告掲載料を納入しなければならない。 （広告掲載料の返還）

第 13 条 広告掲載料は返還しない。ただし、連絡会の都合により広告の掲載ができなく なった場合は、この限りではない。 （広告掲載の取消）

第 14 条 連絡会は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告掲載を 取り消すことができる。
（1）広告主ホームページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき
（2）広告主ホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、第 2 条の各号の規 定に反する状態に至っていると判断したとき
（3）広告掲載料が、連絡会が指定する期日までに納付されないとき
(4) その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等広告主に関係する事情によ り、当該広告主の広告を掲載することが不適当であると判断したとき（補則）

第 15 条 この要綱に定めのないものについては、広告の掲載に関し、必要な事項は、代表理事が定める。

(附則) この要綱は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。